

記者発表資料

令和6年9月25日 中央区 市民総合窓口課 電話 221-2108

マイナンバーカードの交付申請書の誤交付について

9月19日(木)に中央区市民総合窓口課において、マイナンバーカードの交付申請書(以下、申請書という)を誤って別人に交付する事故が発生したので、お知らせします。

このたびは、関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

A氏の個人情報が記載された申請書をB氏に誤交付したもの。

2 漏洩した個人情報

A氏の氏名・住所・生年月日・性別 ※マイナンバーの漏洩はなし

3 判明した経緯

9月19日(木) 13:00頃、昼頃に申請書を交付したB氏から「マイナンバーカードの申請がうまくできない」と相談があり、B氏に交付した申請書を確認したところ、別人(A氏)の情報が記載された申請書であることが発覚した。

申請書はシステムに対象者の情報を入力して作成しているが、B氏の申請書を作成する際、直前に受付・交付していたA氏の情報を誤って入力し、出力したことにより、A氏の情報が記載された申請書をB氏に交付していたことが判明した。

4 原因

- ・申請書の交付前に対象者の氏名等の確認を怠った。
- ・申請書の交付にあたっては1人の職員で対応しており、他の職員が照合確認を行う体制 をとっていなかった。

5 当事者への対応

• 9月19日(木)

B氏が持参したA氏の情報が記載された申請書を回収し、B氏に正しい申請書を交付し、 謝罪した。

その後、A氏に電話連絡し、経緯を説明するとともに謝罪した。

9月24日(火)

A氏宅を訪問し、誤交付に至る経緯や発覚後の区役所の事後対応について説明するとと もに謝罪した。

6 再発防止策

申請書の交付にあたっては、複数人の職員で照合確認を行うことを徹底する。